

令和 6 年第 4 回日進市農業委員会議事録

開 催 日 時

令和 6 年 4 月 2 6 日（金） 1 5 時 0 0 分

招 集 の 場 所

日進市役所 本庁舎 第 1 会議室

出 席 委 員

会長 1 番 市川 豊 会長

委員 2 番 岩本 直美 委員 3 番 福岡 幹弘 委員
4 番 牧 正行 委員 5 番 水野 俊弘 委員
6 番 曾根 大祐 委員 7 番 武田 住男 委員
9 番 萩野 淑子 委員 1 0 番 萩野 章 委員
1 1 番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員

欠 席 委 員

8 番 山本 裕子 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第 4 号	農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について
	議案第 5 号	農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について
	専決第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	公共転用届について
		事業計画変更について

開会	(1 5 : 0 0) 事務局長 議長 事務局 議長 議長 議長 事務局	定刻になりましたので、只今より令和 6 年第 4 回農業委員会を開催させていただきます。 新年度になり、人事異動で事務局のメンバーが変わりましたので、ご紹介させていただきます。 (事務局職員紹介) それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶(新年度の挨拶、農作業など身近な話題等) 議案に入る前に本日の議事録署名者は、1 0 番と 1 1 番の委員の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議には 2 名の傍聴の申し出がございました。 何かご意見はございますか。 (全員異議なし) それでは傍聴者をお通しください。 (傍聴者入室) 傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。 それでは議案に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 場所につきましては 1 ページの地図をご覧ください。 申請地は、日進市立東中学校から南西に約 1 3 0 m に位置する農地で、登記地目、現況地目はいずれも田で、面積は 2 筆合計で 9 1 6 m²です。 今回の申請者は本郷町西原北通にお住まいで、年齢は 4 3 歳です。 譲渡人は高齢であり耕作が困難な状況で、譲受人が増反の為に農地取得をするものになります。 申請者の営農状況ですが、年間 1 5 0 日農作業に従事しており、農作業暦は 2 0 年で、申請者の他に同居の家族において、父が年間 2 0 0 日、母が年間 1 0 0 日、妻が年間 3 0 日
----	--	---

		農作業に従事しており、所有する農地は適正に管理されております。 農業用機械は、トラクター、耕運機、乗用田植え機、乗用コンバイン等を保有しています。 申請地では水稻の栽培を予定しています。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地取得に関して特段支障ございません。 議案第1号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。 議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします
	議長	
	議長	続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	事務局	それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。 5番の案件について2ページをご覧ください。 申請地は、日進市立東小学校から北東に約150メートルの位置に所在し、登記地目・現況地目は畑で面積は344㎡です。 申請者は、長野県に本社を置く運送業者で、申請地から北に約300メートルに位置する弁当・総菜の工場内に、日進営業所として事務所及び車両駐車スペースを借りて、同工場生産された製品の配送を行っております。 ドライバーの増員及び車両の追加購入により、駐車スペースが不足することから、事務所から近く、必要な台数分のスペースが確保できる申請地にて配送車両の駐車場を計画され

		たものになります。 排水については、雨水について北側側溝に放流又は自然浸透する計画になっており、周辺農地に対する影響はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第6号の一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。 議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。
	事務局	
	委員	344㎡だと3台以上の車両が駐車できるのではないかと。
	事務局	図面上だと4tのトラック3台でいっぱいですので支障ないと思われます。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします
	事務局	続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 4番の案件について3ページをご覧ください。 対象地は、岩崎城から北に約250メートルの位置に所在する1筆になります。 この生産緑地は、申請者の父が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和6年1月13日に死亡し、相続の手続き中です。 以前は、申請者の父が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。 議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	

		ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします 続きまして、議案第 4 号「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 令和 6 年 4 月 1 8 日付で、議案書記載の農地利用最適化推進委員から、辞任願が提出されました。辞任理由については「一身上の都合による」として、推進委員として職務を遂行できないとのことから、書面提出があり、事務局で本人と面談し辞任の意思確認を行いました。 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 2 3 条において、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、今回の農業委員会の議案として上程させて頂いたものでございます。 なお、農業委員会で辞任の同意をいただいた場合は、辞任日は、本日、令和 6 年 4 月 2 6 日付けとなることを申し添えます。 辞任願について、ご審議をお願いいたします。 議案第 4 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 4 号「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 4 号については、原案のとおり可決とします 続きまして、議案第 5 号「農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	議長	
	事務局	
	議長	
	議長	

	事務局	第4号議案でご同意いただいたとおり、令和6年4月26日付で最適化推進委員1名の辞任により欠員が生じることとなりました。 欠員補充の考え方ですが、日進市農業委員会の委員等の定数に関する条例第3条において、本市の推進委員の定数は6名と定められております。委員に不足が生じた場合のルールとして、日進市農地利用最適化推進委員選任に関する規則第9条において、推進委員の補充規定があり、「農業委員会は、推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に規定する手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。」とされております。つまり、定数6名の3分の1である2名を超える欠員が生じた場合は補充を必須としておりますが、1名の欠員であれば補充は必要ないことになります。 今回の辞任により推進委員1名が不在となりましたが、今後進める最適化活動など業務を適切に行う体制維持のためにも、速やかに後任の推進委員を委嘱することが必要であると考えますので、欠員補充の実施を提案しています。 なお、本日欠員補充の承認をいただいた場合の、後任の選定手続きですが、来月に1か月間の募集期間を設けた後、一般公募もしくは推薦応募による候補者を選定し、早ければ6月の総会で候補者の承認をいただく予定としております。後任は、令和8年7月までの現委員の残任期間を任期とします。 以上、ご審議をお願いします。
	議長	議案第5号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	具体的にいつ頃新しい人が補充されるのか。
	事務局	手続きを経て、8月頃になると思います。
	委員	米野木方面の方がいなくなるので、新しい人はその地域を熟知している人になると安心かと思います。
	議長	他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について」賛成の方は、挙手をお願いします
		(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第5号については、原案のと

	事務局 議長 事務局 議長 事務局 (1 5 : 4 0)	おり可決とします。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 9件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 3件 専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。) ・公共転用届について ・事業計画変更について その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。 (事務連絡) ・来月の農業委員会 5月27日(月) 3時 本庁舎4階第2会議室 ・6月の開催日の変更確認 (6月27日午後3時 本庁舎4階第1会議室) それでは、これをもちまして、令和6年第4回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
--	---	--